

教員の処遇改善及びGIGAスクール構想の推進に伴う 財政措置に関する要請を行いました

- 1 日 時 令和6年11月19日（火）10時40分～10時50分
- 2 場 所 文部科学省（中央合同庁舎第7号館）11階 文部科学大臣政務官室
- 3 主な要請内容（要請文は別紙のとおり）

- ・教員の処遇改善

教職調整額及び各種手当の改善など、教員の処遇改善に係る自治体の費用負担について、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

- ・GIGAスクール構想の推進

児童生徒1人1台端末環境の維持のため、令和7年度以降に予定している端末の更新等、今後発生する自治体の費用負担全てについて、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

- 4 金城文部科学大臣政務官の発言概要

要請内容に対して、文部科学省として、しっかりと財源確保に努めてまいりたい。

【要請活動の様子】



左から金城文部科学大臣政務官、福田市長



政務官に要請項目の内容を説明する市長

【問合せ】

川崎市教育委員会事務局総務部 佐藤
電話 044-200-3259

**教員の処遇改善及びGIGAスクール構想の推進に伴う
財政措置に関する要請**

令和 6 年 11 月

川 崎 市

要 請 項 目

教員の処遇改善に伴う財政措置について…………… 1

GIGAスクール構想の推進に伴う財政措置について…………… 3

教員の処遇改善に伴う財政措置について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

教職調整額及び各種手当の改善など、教員の処遇改善に係る自治体の費用負担について、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 文部科学省の令和7年度概算要求において、令和6年5月に中教審特別部会がまとめた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）や、同年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、教員の処遇改善を図るという目的のもと、教職調整額の4%から13%への引き上げや、各種手当の改善が示されました。
- 教員の給与等に係る経費については、義務教育費国庫負担法に基づき3分の1が国庫負担とされ、残りの3分の2は地方交付税により措置されているところです。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、教員の処遇改善に伴って増加する費用については、本市の財源で対応する必要があることから、多大な財政的負担が見込まれています。地方自治体の負担とされた場合、地方財政を圧迫することとなり、教育水準はもとより、行政サービスの低下を招く恐れがあります。
- 教員の処遇改善については、将来の学校教育を担う質の高い人材の確保に向けて、適切に取組を進めていくべき課題であり、普通交付税の交付・不交付によって自治体間の財政状況に著しく不均衡を生じさせることは望ましいものではないため、取組を確実に進められるよう、国の責任における適切な財政措置が必要です。

■教員の処遇改善に係る費用

本市は普通交付税の不交付団体であるため、財政的負担が増加する。

（教職調整額及び各種手当改善の費用）

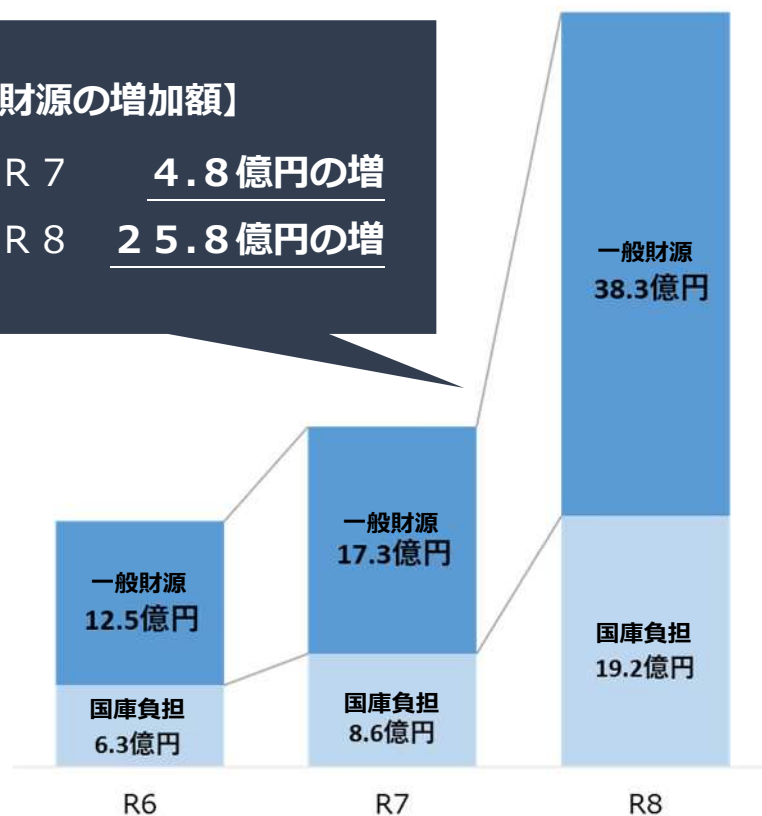
※教職調整額、管理職の給料月額（増額分）、学級担任手当（新設）、管理職手当のみ抜粋

【本市一般財源の増加額】

R 6 ⇒ R 7 4.8 億円の増

R 6 ⇒ R 8 25.8 億円の増

教職調整額及び各種
手当の改善はR 8 年
1 月からとなってい
るため、R 7 年度は
3 カ月分、R 8 年度
は 1 2 カ月分の費用
を計上



（本市負担額の内訳）

項目	概算要求の内容	実施時期	本市一般財源に占める額			増額分	
			R6	R7	R8	R6⇒R7	R6⇒R8
教職調整額	現行の4%⇒13%	R8年1月～	約10.1億円	約14.2億円	約32.9億円	約4.1億円	約22.8億円
管理職の本給	教職調整額の改善と併せて増額 〔36,600円を加算〕	R8年1月～	約0.1億円	約0.5億円	約1.9億円	約0.4億円	約1.8億円
学級担任手当	学級担任への加算 〔月額3,000円〕	R8年1月～	—	約0.2億円	約1.0億円	約0.2億円	約1.0億円
管理職手当	管理職手当の改善 〔校長 +6,000円 副校長・教頭 +10,000円〕	R8年1月～	約2.3億円	約2.4億円	約2.5億円	約0.1億円	約0.2億円

※「新たな級の創設」は含めていない。

この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-2721

G I G Aスクール構想の推進に伴う 財政措置について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

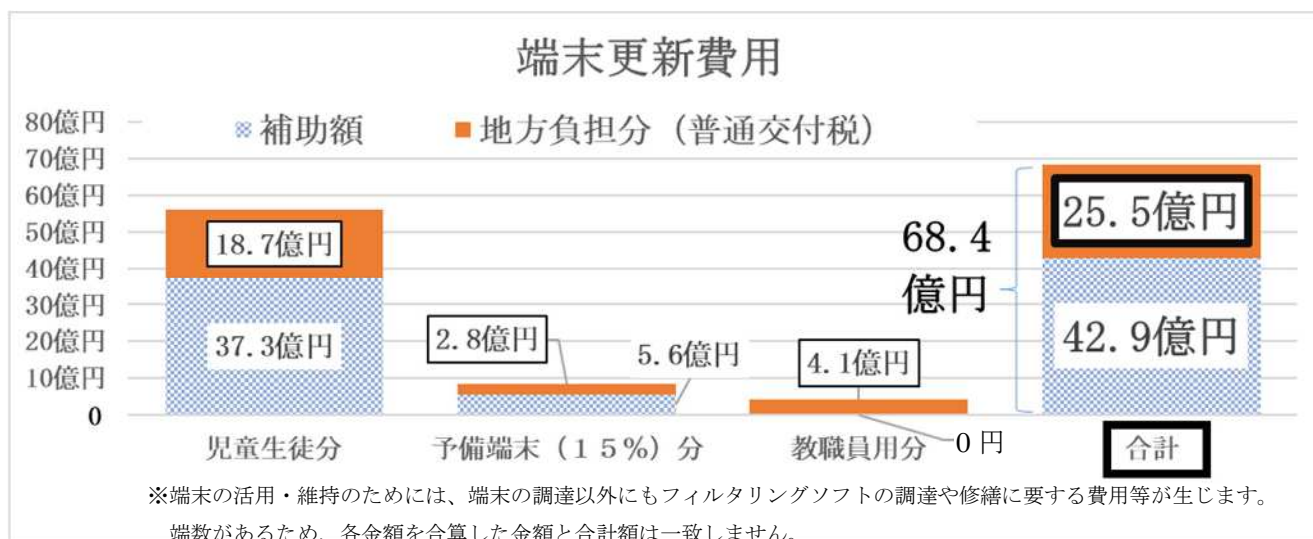
児童生徒1人1台端末環境の維持のため、令和7年度以降に予定している端末の更新等、今後発生する自治体の費用負担全てについて、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されました。
- 今後の端末更新費用については、国から補助基準額として、1台当たり45,000円から55,000円の増額が示されましたが、補助率は3分の2で、残りの3分の1や補助対象ではない教職員用の端末については普通交付税により措置されているところです。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、令和7年度の端末のリース契約満了（令和8年3月30日）に伴い、端末の更新を予定していますが、現状の地方財政措置が継続した場合、普通交付税分について本市の財源で対応する必要があることから、地方財政を圧迫することとなり、教育水準はもとより、行政サービスの低下を招く恐れがあります。
- 端末以外にも通信ネットワークの維持に係る費用やG I G Aスクール構想の推進により、将来的に発生が見込まれる費用も多くあります。
- G I G Aスクール構想については、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、取組を確実に進められるよう、国の責任における適切な財政措置が必要です。

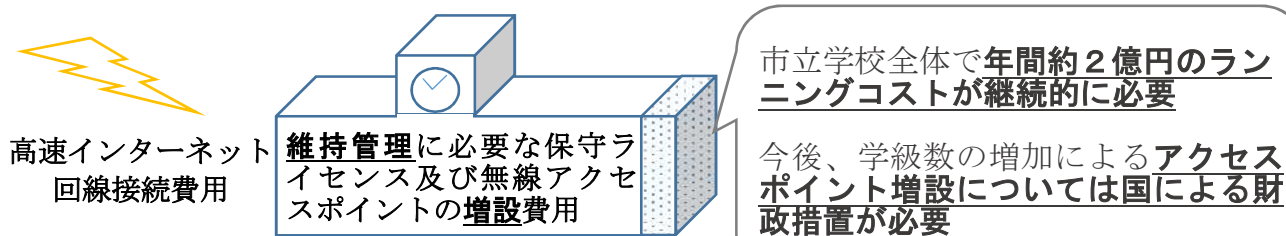
■ 児童生徒 1 人 1 台端末の調達に係る費用

本市の児童生徒分及び予備端末、並びに教職員用の端末について、国の定める補助基準額で更新した場合、交付団体であった場合と比べ、25.5億円の負担が増えることになります。



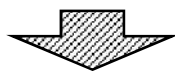
・補助対象外の費用について、普通交付税の不交付団体に対しても国の責任における適切な財政措置を行うこと。

■ 通信ネットワークの維持に係る費用



■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。



- ・学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
- ・特別教室を含む全ての教室において、デジタル教科書等が活用できるよう環境整備に係る費用に対する適切な財政措置を行うこと。
- ・義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、後年度負担も含めた適切な財政措置を行うこと。

**教員の処遇改善及びGIGAスクール構想の推進に伴う
財政措置に関する要請**

令和6年11月

編集 川崎市教育委員会事務局総務部庶務課

川崎市川崎区東田町5番地4
電話 044(200)3260

